

平成23年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成23年3月10日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
教育長	朝子照夫君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 本日は大変お忙しい中、定刻に参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・坂本美智代君、11番議員・原田寿賀美君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可いたしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配布のとおりであります。

最初に、坂本美智代君の発言を許可いたします。

10番、坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成23年第1回定例議会におきまして通告書に従い、私は、交通安全対策について、教育問題について、子育て支援について、そして高齢者対策についての以上、4点について、町長並びに教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。

まず初めに、交通安全対策について、町長にお尋ねをいたします。

1つは、平成21年10月の下山バイパス開通に伴いまして、町道下山日吉線と交差する場所に信号機が設置をされました。しかし、今だ作動しておりません。この間、信号機との因果関係はわかりませんが、交通事故が何件か発生をいたしております。

また、一定の道幅が必要であることから、平成21年の9月補正で地域活性化交付金を使

って総額7,126万4,000円で、内訳は、交付金4,700万円、一般会計から2,426万4,000円の道路改良の予算化がされました。しかし、1年半が経ちますが、今だに着工がされておりません。また、せっかく信号機が設置をされておりますのに作動していない、こうした理由と下山日吉線の道路拡幅の見通しはどうか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、作動していないことは遺憾に思っております。

国道27号下山バイパスと町道下山日吉線の交差点につきましては、昨年3月に信号機が設置され、京都府公安委員会の事前協議を経て、同時期に国土交通省へ交差点部の改良に伴う計画協議を行いました。道路管理者として右折レーンの必要性や安全について内部検討がなされ、本年2月に最終調整が整ったところでございます。

現在は国土交通省に交差点部の改良に伴う計画協議と町道の境界同意の申請中となっております。今後の見通しといたしましては、国土交通省の同意を受けて、京都府公安委員会との最終協議を行った後、再度、国土交通省へ施工協議を行うこととなり、許可後に工事着手となる予定で進めております。

道路利用者の皆さんには本当にご心配、あるいはご迷惑をおかけいたしました。諸手続が完了次第、道路利用者の安全な通行実現のため、交差点部の早期完成を目指すことといたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） この2月に最終の協議をして、完了次第着工するということではありますが、当初、やはり予算化された時点で、やはり国交省と調整をしながら予算化されたのやと思うんですけれども、その計画がなぜここまで延びたのか、その理由は何だったのか。先ほど、右折レーンが必要かどうかというようなこともおっしゃいましたが、やっぱりこの1年半という期間が必要であったのかどうか。その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。

ただいまのご質問ですが、当初、下山バイパス開通時に既設の町道との交差点部の改良を求めてきたわけなんです。既にバイパスの計画ができておまして、既設の下山日吉線との交差点部の改良はバイパス開通後に行うということをお聞きして、あの路線は交通量もご

ございますので、信号機の設置等を要望してまいりました。そして、府民公募型公共事業によりまして先行して信号機のほうが設置されたんですが、町道との交差点部の改良計画につきましては、今、坂本議員がおっしゃいましたように、バイパス開通後に計画をいたしましたので、当初の協議を行っていた課と、また開通後になりますと国土交通省も部署が変わりまして、工事をしていた部署から今度は道路を管理していく課のほうに変わりますので、その課、管理開始後、管理しているところの部署と協議をいたしました結果、下山バイパスが開通し、下山バイパスの交通量も増えているということで、南丹市のほうへ向かう右折レーン等の設置が必要なのではないかというようなことを言われまして、うちのほうは既設の町道があったところに27号のバイパスが設置されるという計画であったので、当然バイパスの計画をするときに、そういったことは国土交通省のほうで協議をするべきではないかということをお願いしました。それで内部で検討されたということなんですが、その内部の検討に本年2月まで国土交通省内で協議をされたということでございます。

それとあわせて、もともと開拓地農道として整備されておりますので、土地のほうは農林水産省の土地ということになっておりまして、下山バイパスの計画をされたときに土地の境界の確定がされておりました。その関係で今後、境界の確認をした後、今、農林水産省の土地、京都府のほう管理しておりますので京都府と再度、国土交通省との境界の同意を得て、公安委員会のほうへ再度協議を持っていくということになっております。

経過といたしましては、そういったことでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、課長のほうからそれぞれの管理、そして管轄がそれぞれ違うということで、ここまで協議がされて日にちがかかったという説明をいただきました。

先ほど、2月にこういった最終の協議が終われば、もう2月なのでね。大体いつごろ、予定としては、いつごろからかかれるというように考えておられるのか。予定が確定されていないのか、いるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今の最短の協議をいたしまして許可を受けるという調整が必要となってきますので、最短で7月の中旬に工事に着手という計画で進めております。従いまして、信号機の作動につきましては11月ぐらいになるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 最短で7月中旬で、信号機は10月ということで、なかなか最短

とは言えるのかな、言えないのかなと思いますが、先ほど、この信号機と因果関係があるかどうかわかりませんが再々、やはり少し傾斜もありまして、入る場所が見づらいというところもあります。1つは、私も入ろうか思ったときに、ここかなと思いながらブレーキ踏むこともありますし、下山バイパスに出ようとする車と入りづらい、道幅が確かに狭くて入りづらいという経験もあります。

それともう一つは、このバイパスに隣接をしておりますスーパーができました。私もたびたび利用はさせていただいておりますが、進入する場所というのか進入路が分かりづらくてブレーキをたびたび、ここかなと思いながらブレーキを踏むんですけども、やはりそういったことも事故の原因の一つにもなるんじゃないかと。皆さん結構スピードを出してあそこは走ってまいります。だから、その辺も「進入路あり」とかいうのをもっと明確な、わかりやすい看板というんですかね。そういうことを標識なり看板なり、そういったことを国交省にやはり申し入れる必要があるんじゃないかと考えますが、その点、町長にお尋ねします。

尾長野ももちろん入るときに少し、そこも分かりづらいです。そういった点の進入路に対しての国交省に申し入れをする考えはないのか、その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今お示しいただいた町道への進入路については、できるだけ要望活動としてはしていきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、その町道のみならず、先ほど言わせていただきましたスーパーのところもやはり、その手前で進入路があるとかそういった看板なり、そういったものもやはり必要ではないかと思うんです。そういった目印というものが、私が見るところにはちょっと見当たらないように思うんです。私もそういった経験がありますので、そこら辺もやはり国交省にも町として、やはり交通安全の面からその点も必要ではないかということをし入れるべきではないかと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと検討して、要望できる内容やったらしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは2つには、今どこでも全国的に高齢化が進んでおりますが、緊急車両や福祉車両、つまりデイサービスとかの通行が困難と思われる町道は何路線あるのか。例えば、道幅が2メートルないし3メートル前後の町道であります。町長にお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町内の町道路線は、現在691路線まずあります。そのうち狭小区間、幅員が2.5メートル未満の路線数が222路線。延長にしまして約41.6キロメートルあります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長が答弁いただきました道幅が2.5メートル未満が222路線と。旧3町の路線なので大変周辺部も広くて、大変多いというのは推測をしておりますが、今議会にも提案をされております23年度の当初予算でも基幹道路を中心に16路線、新設改良道路が予定をされております。

要望されておられるところから計画もされてはいると思いますが、こうしたデイサービスの車の通行が困難な多くの狭い町道があると思います。やはり地域からの要望ももちろんこたえることは必要であります。しかし、こうした高齢化が進む中、年次計画を立て、最優先に改良すべきことではないかと考えます。町長が常からおっしゃっておられます安心・活力・愛のあるまちづくりにつながるのではないかと思います。その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、おっしゃるとおりであります。町道の整備につきましては拡幅改良を主として、総合計画や過疎計画に掲載し、財政を勘案しながら、また、地域の要望や道路の利用状況も考慮し、年次計画的に進めている状況でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 私は、自分の地域が旧の瑞穂といいますかね、そこを大体よく回ったりするときに、ほんの一例でございますが、大朴区の東道ノ下線とか西ノ道下線というんですけれどね、そこが大変狭いんです。やはりこうした高齢化が進む中で、デイサービスのそういった車両がたびたび通行しなければ行けないと。よい天気ばかりでしたらいいんですけれども、今日もちょっと思わぬ雪が降りましたが、今年みたいな大雪があった場合、通行すること自体が、やはりそのお家の方も高齢者なのでね、雪かきをするということも困難ですし、なかなかそういったところに町が雪かきに来るというのも難しいというところもありまして、やはりそういったデイサービスを利用される方ももちろんそうですけど、それを運転される方、その方もやはり高齢者の大切な命をお預かりいたしまして、お迎えして、またお家の前までお送りするというのが大きな仕事でございます。やはりそういった運転手

さんに対しても、不安で日常の仕事に対してもやはり支障を来すこともあるかと思うんですよ。町長も一回通ってみられたら、通っておられるかもわかりませんが、通ってみられたらやはり車ほんまにいっぱいですので、そういったところも先ほどおっしゃいました過疎計画なり総合計画に沿って、やはり財源もありますのでね、確かにそういったこともよくわかりますが、そうした周辺部なりそういったところの道もやはり最優先に考えるということも必要かと思うんです。

やはりその地域からも要望が出されて、確かにそのことも必要ではありますが、やっぱり行政としても拡張するにしても、そういった土地の所有者の協力も必要でございます。そういったときに町からもそういった協力を願うて拡張を進める、道の道路幅を少し広げることも必要ではないかと思うんですけれど、再度町長にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問のとおりだと思います。認めているので、2.5メートル未満があるという事実がありますので、区長さん通して大型の要望は出るんですが、要望が出ていないからということじゃなしに、デイサービスを含む福祉車両の通行の安全のために町道を改良していきたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま町長から前向きな答弁をいただきましたが、もう1点は、梅田の水原区の前前の梅田住宅線というところがあるんですね。農協の隣で、上がる場所なんですけどね。途中までちょっと広がって、途中からまたそこも2メートル幅ぐらいのあれで、上のほうにやはり高齢者の方がおられまして、こないだ町長にも写真を提出させていただきました。やはりそういったところもたくさんあります。付け加えておきたいと思います。

そして、今、デイサービス福祉車両だけではなくして、大朴でもたくさん、そこは住宅が密集しておられます。今、火災防火週間でございますけど、やはり今、高齢者の方の火事がよく出ているのもテレビ等、新聞等でも見たり聞いたりしますので一日も早い、やはり早急に優先的に、そういったところの道路拡張を重ねて町長にお願いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 防災も含めてということで、ただ、要望は要望しておきますということなんですが、優先順位を上げるという意味に理解していただかんと、ちょっと飛ばしてということはありませんので、すいません。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 2点目に、教育問題について教育長にお尋ねをいたします。

本町での不登校の児童生徒の状況はどのようになっておるのか、現況をお伺いしたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町の不登校の児童生徒の状況でございますけれども、まず、不登校の定義でございますけれども、文部科学省では「不登校児童生徒とは、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気やあるいは経済的な理由による者を除いた者」と定義をしております。

そういったことで本年2月末現在、不登校児童生徒数は、小学校で2名、中学校で7名となっております。なお、中学校で7名のうち1名は、別室登校ができる状態にまで回復しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 初めて私、不登校の定義というものを伺いたしまして、いろんな状況で年間30日以上ということでありまして、本町では、小学生は今2人、そして中学生は7人ということであります。

この不登校の子どもたちね、やはり不登校になるその理由というのそれぞれ家庭の事情なり、また環境も違うわけでありまして、こうした子どもたちに深くかかわることが大事やと思えます。そして、先生もそれぞれ個々にも対応していただいたり、また、その先生によっても大変負担が大きいものにあるのではないかと考えますが、教育長も教育現場に長いことおられまして十分ご承知かと思えますが、教育現場での体制はどうか、その点をお伺いしたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 教育現場におきましては、それぞれ先ほど議員がおっしゃいましたように、不登校児童生徒の要因といいますか原因につきましては、もう一人一人違うと言っ
ていいかというふうに思えます。本人に起因することの原因、あるいは家庭生活に起因するもの、あるいは学校生活に起因するもの、また、そういったものが複合したケースというの
もあります。

学校におきましては、それぞれ教育相談機能をしっかり充実させて、一人一人の不登校になっている子どもたちのその要因といいますか、原因を取り除いていくということが非常に大事だというふうに思っております。それぞれ各学校にスクールカウンセラーとかの配置も

全中学校にしております。また、校区の小学校もそのスクールカウンセラーを活用することができるようになっておりますので、1つは、そういったスクールカウンセラーを通した教育相談をしっかりとすることと、それぞれ先生方、家庭としっかりと連携をしていただいて家庭訪問したり、また、子どもたちの勉強のサポートをしたりというような形で、頻繁に家庭との連携をしていただいております。

そういった中で一つ一つその要因を取り除いて、本来、不登校はゼロであるべきだというふうに思っておりますので、ゼロに近づくように、それぞれ学校では大きな課題というか取り組みの中心として、そういった体制を十分学校でとっていただいて、学校あるいは担任さんを中心にして取り組んでいただいております、そんな状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 要因は先ほども教育長もおっしゃいました。一人一人違うわけがあります。そして、その子どもによって、先ほどおっしゃいました別室登校ですね。いうたら1人ということでしたが、その子どもたちでも全く行けない子と、そして時々行ける子、そして登校しても教室に入らずに保健室とか相談室に行くといったそういった別室登校、こういったことも先ほど教育長に答弁いただきましたが、子どもたちもちろんそうですし、また親も本当に毎日どんな思いで生活をしておられるのか。そういった話を聞いてもらう、アドバイスもしていただく、そういったことは精神的にも楽にもなります。先ほどスクールカウンセラーとか家庭訪問、また、勉強のサポートもされているということですが、スクールカウンセラーとは大体、内容的にはどういうことで、何名で対応されておられるのか。それと家庭訪問でいえば月に何回、担任の先生が訪問されるんやと思いますけれども、何回ぐらい家庭訪問をされておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スクールカウンセラーの配置につきましては、それぞれ各中学校に1名ということになっております。ただし、週に1回ということで、毎週来ていただいておりますというふうな状況で、それぞれ日程的な調整をしながら、時間帯をつくりながら、それぞれ相談を希望をされている保護者、また子どもたちに対応しているというふうな状況です。

それから、何回ぐらい、それぞれ不登校の児童生徒に家庭訪問をしているかということなんですけれども、これはケース・バイ・ケースで、全く一律的にやるということではなくて、例えば保護者との連携で、少し間隔を置いて来ていただきたいというようなご家庭もありますし、また、頻繁に週に何回も学校の課題とか、あるいは、いろんなお知らせとかいうのを

持っていき、そして子どもたちの顔を見て声かけをしていくというような形でされておりますし、私いろいろ現場の話を聞いておりますと非常に緊密に丁寧に、それぞれの学校で家庭訪問をしていただいているというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 家庭訪問も、そしてスクールカウンセラーですか、それぞれ中学に1名ということですが、週1回程度と。これは保護者が学校に出向いてとかそういうことになるのでしょうか。それとも子ども中心のカウンセラーなのでしょうか。その点をお伺いしたいのと、やはり今生活、経済的にもやはり今、夫婦とも共働きやら片親のご家庭でしたらもちろん働いておられます。やはり保護者の方も学校に行きたくても行けないと、相談したくてもできないという状況もあろうかとは思いますが、そういったところのサポートというか、フォローはどのようにされておられるのか。その点お伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スクールカウンセラーの活用につきましては、子どもたちは学校で、もちろん不登校でない子どももいろいろと進路の悩みとか友達の悩みとかありますので、それはその都度スクールカウンセラーさんが来られた時間帯に直接子どもと面談をされる場合もございます。それから保護者につきましては、先ほど言いましたように1日でございますので、大体1時間から1時間半ぐらいの時間帯になろうかと思っておりますけれども時間を区切って、それぞれ希望される方につきましては学校へ出向いてもらうというのが原則になっております。

ただし、先ほど議員がおっしゃいましたように、なかなか共稼ぎで学校へも出向けられないという保護者の方もいらっしゃると思っておりますので、そういった場合はそれぞれの各教師がカウンセリングマインドといいますか、教育相談のそれぞれの研修もしておりますので、カウンセラーさんからいろいろ指導、助言を受けながら担任教師、また、担当がそれぞれご家庭に出向いて、そういった悩みやら教育相談をやるというようなことにしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど教育長から勉強のほうのサポートもということをお答えいただきました。まず、その1つに学力のことではありますが、やはり別室教室に行っても何をしたいのかわからないと。担任の先生もそれぞれ教科を持っておられますし、やはり保健室に行かれたら保健師さんもそれなりの養護の先生もお仕事を持ってはりますので、なかなか

その子にばかりかかわっておられないという状況が現実ではないかと思うんです。

お母さんは、やはり中学でしたら今7人ということでありましたが、高校受験が控えております。やはり学力という点で物すごく心配されておられまして、最低でもこういった基礎学力、そういったものはつけさせてやりたいという心配を聞いております。亀岡では何か不登校の子どもたちが集まって学ぶ教室があるということをお聞きしておりますが、やはりその点、小学校でよく町独自で学習支援の教員を配置されてそういった勉強、学力の向上に向けて配置はされておりますが、こういった不登校の子どもたちに学力をつけていただく、そういった指導員の方というんですか、学習の支援教員をつけていただくことは無理なのかどうか。やはりそういった学力の保障というものをお母さん方、ご父兄の方は一番望んでおられます。その点の対応、お伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ不登校にかかわっての学力保障、あるいは別室登校の子どもたちの学力保障ということでございますけれども、まず、別室登校というのはそれぞれ、なかなか教室に入りにくいという子どもたちが別の教室で学習をするわけですが、それぞれ学校では、それぞれ子どもさんが来られたら、きちっと指導できる、あるいは指導する対応できる教師を配置というか、時間割等で工夫して対応しているというのが現状だというふうに思います。

ただし、中学校になりますと教科がございますので、全くいろんな教科の先生が入るといふわけにはいきませんが、それぞれ学校体制の中で一応課題も与えて、指導できる体制をつくっておりますし、また、小学校におきましても、これは別室登校は少ないわけがございますけれども、そういった場合はまた町独自で支援員というのを配置しておりますので、そういった先生も含めて子どもたちには別室で、きちっと学力保障という観点から当たるといふことにしておりますし、それよりもまず子どもたちのいろいろな悩みとか心配とか、子どもの心理的なことをいろいろ聞きながら、そういったものを取り除いてやるということがまず大事だろうと思っておりますので、そういった教育相談的なことも別室で行って、そして一日も早く通常の普通教室に入れるようにというような形で取り組んでいるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 体制づくりはされておられるとは思いますが、しかし、先ほどもおっしゃいました、それぞれ担当教科を持っておられます先生方も本当に大変やと思うんです

けれども、京都府の教育委員会が主催されておりました不登校ネットワーク交流会というのが開催されておりまして、私は新聞で拝見したんですけど、生身の人間同士であって、やはり子どもに深くかかわることが大事であると。しかし、現場は手が足りないといったことも出ておりました。

そして、南丹、京丹波では「不登校を考える南丹・京丹波親の会」というのも開かれています。やはりそういったところにも出向いておられる親御さん必死になって、本当にこの不登校というのは、何が原因なのかというのは本当に難しいものでありまして、薬があっても、それで治るものでもないもので、本当に長期にわたって親御さんも子どもさんも悩まれることでもありますし、また、それによって教師の方も負担になるということのないように、先ほどおっしゃいました学習の支援員として町単費で出しておられますが、これは財政が伴うことでありまして、ちょっと町長にお伺いしたいんですけど、やはりこうした中学校、こういった不登校のね、亀岡でも不登校の子どもたちを集めて、ここまで出てくるということ自体がなかなかなんでね、学校に行くのが。やはりそういった教室を設けて、支援員の方に来ていただいて基礎学力をつけると。それには予算が伴います。そういったことをするお考えはないのか、ちょっと申しわけないんです、町長には通告をしていなかったんですけど、町長のちょっと考えというか、思いだけをお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 朝子教育長と十分協議して、私自身は調査研究ということなんです、勉強させてくださいということが答弁でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 3点目に、子育て支援について、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

人口減少社会が叫ばれる中、安心して子どもが産める、子育てができる、安心して老後を過ごすことができる、こういったまちづくりが求められております。

本町も17年の国勢調査から22年の調査で発表された速報値ではございますが、1,157人、人口が減少しています。若者が住んでみたい、定住してみたいという町にするためにも住宅環境を整えることや子育て支援が重要であると思います。人口減少を食い止めるためにも、まちづくりの一環として、1つには、高校生までの医療費無料化、拡大する考えはありませんか。お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、京丹波町すこやか子育て医療助成事業は、京都府下一律で実施

されている京都子育て支援医療費助成事業とあわせまして、子育て家庭への経済的支援施策の一環として所得制限を設けず、月額200円の自己負担額で中学校卒業までの子どもさんの医療費の助成をいたしております。

中学卒業までを対象とした市町村は9市町村のみであります。京丹波町で実施している子どもに対する医療費助成制度は、ほかの市町村に比べまして高いレベルにあるものとまず思っております。平成23年度で事業費約2,860万円を計上しております。全てが自主財源であることから安定した事業運営を図ること、将来の子どもに対しても同様のサービスを受けていただく必要があるということから、現在のところは中学卒業までを一定の範囲としていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 確かに、この京丹波町は中学卒業までということで、府下でも先進的というんですかね。旧瑞穂町のときに小学校卒業まで、府下3番目にできました。そして、その後、中学まで無料化になって、合併と同時に、この京丹波町全域で中学校卒業まで無料化となったわけではありますが、今、高校卒業までの無料化というのは南丹市と、そして伊根町であります。府下で2市町村なんでありましてけれども、今、亀岡のほうでもやっぱり小学校卒業まで、京都市でも小学校卒業するまで拡充してくれという大きな、住民がたくさん要望書を出して前に進んでおりますが、やはり先ほども言いました子育てだけではなくて、その子育てがいうたら人口を増やす。人口が増えるということはやっぱり大きな、先ほども言いましたけど、だんだん人口が減っている中でやはり人口を増やすということは大きなまちづくりの一つやと思うんですね。

やはり何で今の若い人は、ほんまに1円でも安いものを買いたいという本当に必死の経済状況の中でね、安いところ、安いところ、それがよいとは言えませんが、安いところを求めておられます。そういった今いろんな情報も出ている中で、やはりこういった先進的に、まず、また京丹波町が声を上げることも人口を増やす一つの大きな要因になるのではないかと私は考えますが、やはりその点も考えて高校までの無料化、再度お伺いいたしたいと思いません。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先にちゃんとお答えをしている上でのことなんですけど、そういう高校までのことで新しい人口が増えるというようなこともあるのは事実だと思います。そやけど、いろんなことを勘案して、現状は中学生までというふうに私自身は思っております。義務教育という一つのくくりがありますので、そういう物の考え方もしているし、高校ぐらいにな

ると、ある程度自分で健康管理考えてもらいたいなあと、そんないろんな思いでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃいました高校生ぐらいになったら自己管理もできるし、その辺をとということでありましたが、確かに、ちょっと南丹市の21年度の決算を見まして、大体高校生は医療費をどのぐらい使うてるのかなと見ましたら、全体からいうたら2割ほどでありました。この京丹波町で置きかえましてら受給者数、国保・社保も入れたの受給者数、そして利用件数、医療費、この過去3年間をちょっと決算で上げてみました。19年度受給者は1,694人で、件数は1万3,466件、そして、20年度は1,637人で、利用件数が1万2,629件、21年度が受給者が1,415人、利用件数は1万2,596件と。

やはりこのようにして人口の減少と伴って受給者数なり利用件数も減ってきております。医療費も減ってきておりまして、私なりにこの南丹市の高校生が占める医療費で計算してみましたら586万円ほどかかるということで、大体3,300万円ほどあったら高校生まではできると試算いたしましたので、参考にまたお聞きしておいていただきたいと思います。

続きまして、時間が来ましたので4点目に入らせていただきます。

高齢者対策について、町長にお尋ねをいたします。

今、介護をする家族への適切な支援が求められております。老老介護や自分の時間をあきらめる、介護のために仕事を辞めざるを得ないなど、介護は医療や仕事、経済的問題などが複雑に絡み合い、介護疲れなどから毎年増えております高齢者虐待も深刻であります。

最近では未婚の子どもとの同居世帯も多く、加害者の4割は息子さんとも言われ、介護のために家族が人生を犠牲にし、孤独をしてしまわないためにも介護者のニーズに的確に応えられる支援体制が求められております。本町では、介護者支援として家族介護支援事業が行われておりますが、具体的な取り組みはどのようなのか。

また、介護にかかわっている年齢層の状況はどうか。そして、そのうち男性介護者はどのぐらい占めておられるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成22年度介護老人福祉施設入所申込者状況調査によりますと、実入所申込者数は83名、短期入所の本年1月分の利用者数は138人であります。家族介護者の年齢層につきましては、データとして把握ができておりません。要介護認定者世帯のうち170件が高齢者のみの世帯で、老老介護や高齢夫婦による介護が年々増加しているもの

と認識はいたしております。

家族介護者支援に対する具体的な取り組みに関しましては、家族介護支援事業として介護用品支給事業や本年度から新たに認知症地域支援事業で、家族介護者を孤立化させないための取り組みや地域での認知症の方やその家族を支援するためのサポーター養成講座などを実施しております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ありがとうございます。通告がちょっと順番が違いましたので、先に施設入居者の待機者数とかショートステイの人数を言うていただきました。

家族介護支援事業は家族介護用品とか、今回は認知症にかかわっての家族の支援、そして新規で、ことしは、ひとり暮らし高齢者の安全・安心対策として高齢者ふれあい事業の創設で、訪問事業実施ということで地域の見守り活動ということを当初の予算の概要にも載っております。

確かに老老介護、今170件、高齢者のみで介護されている方がおられると。最近、特に男性の方の介護も多いように新聞等でもありましてなかなか、女性の場合は口というんですか、外に発信することも割にしやすいんですけども、男性の方というのはなかなか、家の中に引きこもるとおっしゃるのか、なかなか外にそういったことを発信されないので、大変苦勞をされているとは思うんです。やはり町としても先ほど、なかなか把握はできていないと。介護にかかわっている年齢層の状況、把握ができていないということではありますが、そういったことのやっぱり把握も必要ですし、その中のやはり男性の介護者、そういった方の把握も必要かと思えます。新聞等に載っております。男性のみの介護の集いとかね、そういったことも開かれておりますので、町としてもそういった把握も必要かと思えますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 男性の介護者の関係でございますけれども、いわゆる家族の介護支援事業の中で、他市町村の男性で介護されておったOBの方といった方をお呼びさせていただいて、認知症家族の会の方とともにそういった講習会ではないんですけども、集会的なものは既に開催をさせていただいております。

やはりある地域におきましては男性の介護者がおられまして、それで民生児童委員さんな

り、ケアマネさんももとより地域の方も気づきをいただきまして、地域全体で、その方に関しては認知症の方でございましたけれども、認知症についての勉強をしたいということで、地域ぐるみでそういった家族の支えをいただいております。大変男性の介護者の方への支援というものは重要であろうかというふうに考えておりますので、今後も引き続き進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、担当課長からも答弁いただきまして、そういった集いも開いているということでもあります。確かに、それぞれ民生委員さんの協力も得ながらであります。また、民生委員さんも今、お仕事を持った民生委員さんも多くおられまして、なかなか地域に根づくというんですか、根づいてはおられるんですけど、仕事を持った傍らなのでね、大変ご苦労があるかとは思っています。

今、いろんないきいきサロンとか、いろんなことを私の地域でも開催しております。やはりそういった場所でも、やはりそういったこともどんどん取り入れていただいて介護に対する認識、やはり皆さんで、みんなを高めていくことが必要であるのではないかと思います。その点お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、とにかく介護してはる人の孤立化を防ぐということについては、もう万全を期していきたいと、そんな思いであります。私もマークスでも最近1人お見送りが、具体的には葬式があったんですけど、介護をしたら売上げがやっぱり落ちるんですよ。今言うてはる話でいうと仕事ができないということです。また、和田でも介護してはる人とよく話しています。ある程度理解があると思いますので、そういうことのないように、孤立化させないためにはいろんな施策を担当課と協議して、これからも実施していきたいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） これで私の一般質問終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって坂本美智代君の一般質問を終結いたします。

次に、東 まさ子君の発言を許可いたします。

8番、東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成23年第1回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、情報公開について伺います。

23年度予算が提案をされました。財政も考慮し、工夫を重ねた結果の予算と推察をいたしております。町長は、安心・安全・愛のあるまちづくりを掲げておられますが、まちづくりは住民の合意を大切にしながら進めることが大切であります。

昨年の町長と語るつどいでは、「22年度の京丹波町の仕事とお金」と題して資料をつくられて説明をされておりましたが、資料も説明も75%以上の方が分かりやすかったと受けとめていたことが広報で示されておりました。

住民にとって町の財政や施策は一番知りたいことでもあります。23年度予算について、住民に分かりやすい資料を作り、配布をされてはどうでしょうか。今年度も集いを計画されているということであり、住民が意見を言えるそういう仕組みづくりがより充実する、そういうふうを考えます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年度の町長と語る会は、アンケートの結果でも好評をいただいたところであり、今年度も引き続き同様の資料を作成してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 町長と語るつどいするときにつくるというのも一つのことですけれども、今の予算が提案されているのでありますので、より、それこそタイムリーに情報を公開していくことが、住民がもっとその集いのときに関心を持って、まちづくりへの意見を言える、こういうことになるのではないかと考えております。

1つは、まちづくり、町長がいろいろと今回も新規の事業も提案されておりますけれども、住民に公開をして、住民合意でいろいろと進めるというのが基本でありますので、その判断材料として、より早く資料を作って全戸に配布をするという考えについてお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、議会によろやく提案したばかりですのでね。ちょっと時間的なことは考えななと思っております。議会に提案したことについて承認、可決得たら、すぐにまた区長さんを通して町民の皆さんにお知らせするというふうを考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 区長さんを通じてお知らせいただくという大変結構と思ひますし、その資料としてやっぱり書き記したものがあれば、より記憶に残るし、分かりやすいので、その点についてもよろしくお願ひしておきたい、このように思ひます。

次に、京丹波町の主要施策の中に、行政からお知らせなどをタイムリーに発信できるように努めるというふうにあります。例えば、今回予算化をして整備をされようとしております。デジアナ変換事業に例えますと、この事業についてはどういう時点で町民に公表されたのか。また、これから知らせることを考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在実施予定ということで国の助成金の活用に向けて、総務省などとも調整を行っている段階でございます。また、今後の予定としましては、各行政区区長様への御案内や自主放送の文字放送としてお知らせをしていきたいと考えております。

なお、平成23年度当初予算におきまして、デジアナ変換構築に係る経費を提案しているところであります。実施時期につきましては、予算確定と設備等の構築の状況により今後、文字放送等によりお知らせをさせていただきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 12月にこのデジアナ変換の事業を町として行うということを決められたわけでありまして、テレビがデジタル放送に切りかえになると、テレビはたくさん買いかえなくてはいけない、1台も2台も3台もあるところもありますので、そういう家庭にとっては大変、こういう事業をすることによって一度に買い替えなくてもいいということで大変助かる、住民のためになるそういう施策であって、大変喜んでいるという声も聞いているわけでありまして、やはり早くもっと知らせるべきではないのか、12月に決めたのでありますので、もっと早いこと知らせるべきではないのか。その点について、なかったのかということについて、もう一回お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど答弁の中で町長が申し上げておりましたけれども、現在、今後の予定ということで既に各行政区長様のほうへご案内をさせていただいていることと、それから自主放送の文字放送の中でお知らせを現在しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろんな施策については、よりタイムリーに情報公開していただきませうようにお願いをしておきます。

続きまして、今、私たちの暮らしは明るい見通しがなかなか持てない状況であります。雇

用も家計も冷え込んだままであります。1997年から構造改革が始まりまして、それ以降、非正規の労働者の数が増えて、働いている人の3人に1人は非正規となっております。その結果、低所得者が増え、年収200万円以下が4人に1人とされておりまして。暮らしをどう支えるのかが今本当に重要なことになっております。安心して暮らすために本町でも暮らしに役立つそういう制度を作っておりますが、住民には知られていないのが実態ではないでしょうか。

4月から住宅改修助成制度もスタートいたします。また、就学援助制度、水道の減免制度などもこうした本当に役に立つそういう制度があるわけでありましてけれども、こうした制度などをまとめたパンフレット、こういうものを作って各家庭に配布することについてはどうか提案するわけでありまして、見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この3月22日から町のまずホームページが新しくなります。その中で新しく設けたものとして、「暮らし応援」というボタンをクリックしていただきますと、町独自の制度などを見ていただくことがまずできます。また、各担当課において更新が可能となったことで情報の更新も早くなります。4月からCATVが全町で開局しますことから、テレビ番組や文字放送で情報をお知らせしてまいります。また、広報やお知らせ版による情報提供が特に重要と考えておりますので、現在のところでは、冊子については考えていないということでもあります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、ホームページ、ケーブルテレビなど広報、お知らせ版などで知らせていくということでありましたけれども、住民課、土木、教育委員会関係など、やはりたくさん制度があると思うんです。身近なところにやはり手元に置いておいて、いざというときに、こんな制度があったということ活用ができるというふうになれば、よりすばらしいことで、それこそ安心・愛のあるそういう町長の目指しておられる町政になってくると思うんです。ですから、こういう冊子をつくるということも頭に置いていただいて、より情報を公開して、みんながいろんな制度を活用できるように、是非とも考えていただきたいというふうに思っております。

次に、公共料金の減免についてお伺いをいたします。

毎日の暮らし、本当に給与、年金の減少に加えて社会保障費の負担などで、高齢者、ひとり親家庭などの貧困率が高くなっております。また、働き盛りの世代でもリストラや非正規雇用などで生活に困窮されている世帯もあります。解決策、救済策として水道や下水道など

公共料金の減免を行うべきであります。そこで、現在実施をしております水道、これから始めようとされております下水道の減免制度の対象者、これを高齢者、ひとり親家庭、生活困窮世帯など枠を広げるべきと考えますが、お尋ねをいたします。

また、減免財源は一般施策で実施をするか、一般会計からの繰り入れを実施するかなどで確保することが必要であると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この日本の経済情勢のあおりを受けまして、生活に困窮された家庭や世帯もあるだろうとまず認識はいたしております。このことについては別の施策での対応と考えております。これまでの事業を継続し、あるいは新規施策として対処しているところがあります。出産・子育て世代への助成、高齢者や学童へ配慮した町営バス運行など、全般にわたり整備しているとまず認識をいたしております。そうしたことから水道・下水道料金など公共利金は受益に応じてご負担いただくのを原則と考えており、多岐にわたる減免は、例えば下水道会計の収支改善から遠ざかる結果になると考えているわけです。このたびの料金改正に係る議論の中でも多くの議員さんから減免は別施策で行うべしというご意見も多数ちょうだいいたしたところであり、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今の答弁によりますと別の施策ということで、議会のほうからいろいろと意見があったということではありますが、福祉施策としてこの水道・下水道の減免を行っていくということに、そうすれば考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 福祉施策という観点ではございませんが、まず、町長も先ほど申し上げましたように、あくまでも水道・下水道料金の関係につきましては、やはり受益に応じてご負担をいただくというのを原則に考えております。特に下水道料金の減免の考え方につきましては、上水道料金の改定時にも意見として減免制度の対象年齢等がばらばらなのがわかりにくいとかそういったご意見もあって、上水道の減免制度とあわせているところがございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今のままでありましたら別の施策で行うということにはならず、下水

道会計の中で減免を行っているということになるのではありませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一々ここで申し上げられないんですが、もう全般にわたってそういう表現としては弱者対策というものは私は十分、この町にとって充実しているという認識でおりますので、そのように理解していただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、課長が受益を原則ということで答弁あったんですけども、受益を原則にすればするほど、その減免したところの財源が特別会計の中での減免になりますと不足してくるということで、やはり本来ならば、そうすれば一般財源を特別会計へ入れるか、それとも福祉施策というか特別会計一般施策としてこういう減免制度をつくるか、どちらかになるのではないですか。お聞きをします。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、減免制度につきましては、答申の中にも高齢者に配慮するべしということから作らせていただいたということをいつも言わせていただいております。そのままとおりでございます。

それから、先ほど町長のほうが減免は別の施策で行うべしという議員さんからの言葉もあったという意味合いは、やはり別の福祉とかの施策でやるということではなしに、既にいろんな形で施策を講じておると。減免は、ほかの施策でさらに減免をするという意味合いを申したのではないと私は理解しておりますし、そういう答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 課長から答弁あったわけでありましたが、受益を原則ということを出されているのであれば、一般会計から特別会計へ減免した額を繰り入れるべきであるということをおっしゃいます。

次に、保育行政について伺います。

国がこの国会に法案を提出し、25年度の施行を目指しております子ども・子育て新システムは、保育の必要な子に保育を保障する現在の制度を廃止して、直接契約制度を導入すること、幼保一体化の2点が柱になっております。この新システムが施行されることで、本町の保育運営にどのような影響があるのか。また、新システムについての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子ども・子育て新システムにつきましては、平成22年6月に基本制

度案要綱が取りまとめられまして、平成23年の通常国会に法案を提出すべく、国の3つのワーキングチームで現在も検討がなされている途中でございます。新システムが施行されることで本町の保育運営への影響につきましては少なからずあるものと認識をいたしておりますが、この時点では確定しておりませんのでご了承をお願いいたします。

また、それぞれの3つのワーキングチームで検討がなされておりますが、課題も多く、委員からもさまざまな意見が出されて、現在も検討が続いている状況からしまして、この新システムは多くの課題を抱えているものと認識をいたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今検討中であるからということでありましたが、いろいろと住民みんなが考えていかないといけない問題でもありますので、例えば、どのようなことが課題としてとらえられているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国会での課題は詳しく認識していないんですが、基本的には、全ての子どもたちの育ちを日本の未来を築く者の育成としてとらえ、公的責任を持って関与すべきであると考えております。京丹波町の保育行政をそうした考え方で進めてまいります。国の施策は当然この町に影響しますが、私自身は京丹波町の保育行政を基礎自治体として、しっかり守るということであります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） これまで保育の質や水準を公的ところで責任を持って運営してきましたけれども、この新しいシステムになりますと、自治体は要保育度を一人一人の子どもについて審査をして、必要な保育時間を認定するだけということになりますし、保護者はその要保育度に応じて、保育を受け入れてくれる保育所と契約を結んで保育料を支払う直接契約になります。現在の制度では、保育料は保護者の所得に応じた金額を負担する応能負担でありますけれども、新しいシステムでは所得に関係なく一律の保育料を払う応益負担になります。保育料は今より高くなり、保護者の負担が多くなると予想されております。

こうしたことで今いろいろな関係団体のところで反対を掲げられておられる、そういう状況でございます。町長も是非ともそういう立場に立って、住民の立場に立って反対を強く表明すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に何か遭遇したら、反対すべき事項についてはもうはっきり反

対します。今言わはった応能、応益等についてもこの町に即適応できないなあという認識でもおられます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） それでは3番目に、国保問題についてお伺いをいたします。

23年度の国保会計予算が提案をされました。税率は一応据え置かれましたが、景気がよくなる中、国保税を払いたくても払えない状況が広がっております。本町の国保加入者、所得200万円以下の世帯が84%を占め、低所得者層が圧倒的に多いのが特徴であります。

例えば、所得200万円、固定資産税5万円、40歳代の夫婦と子ども2人の4人世帯の国保税は計算しますと年間36万2,000円になります。所得の18%を占めている状況でございます。ほかに毎日暮らしていく上では、それこそ上下水道でありましたり、電気・ガスいろいろと負担がかかってくるのであります。払いたくても払えない状況が広がっております。

このように払えないほど国保税を高くしている最大の原因は、国が補助金を減らしてきたからであります。本町の国保会計に占める国庫支出金の割合を調べてみますと、平成13年度は38%ありましたが、20年度は25%へと減ってきているのであります。反対に国保税は増えております。町として、これまでも言ってきましたけれども、さらに国庫負担を引き上げるように強く国に求めるべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保事業の財政基盤の強化等につきましては、機会あるごとに国や府に対して国庫負担の増額や財政基盤強化策の拡充等を要望してまいったところございます。平成22年度におきましても京都府に対し、平成23年度の京都府予算編成に関する要望事項としまして町村会を通じ、国保事業の財政基盤の強化に向けた積極的な取り組みについての要望を行っております。今後におきましても京都府や町村会、また国保連合会を通じまして、市町村国保への財政支援策の拡充等を求めていきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） それから、国保税を高くしているもう一つの原因に国保税の計算の仕方にあると思っております。国保会計は一般会計と違い、必要な医療費を見込み、その費用を加入世帯で割り振る仕組みになっております。見込んだ費用から国庫負担金や一般会計からの繰入金、その他の収入見込み額を差し引いた額が保険税となります。

本町はこの国保税の算定に当たって、22年度は確か収納率を93.5%と見込んでいた

と思うんですが、この残りの6.5%歳入未納分を確保するために、こうした6.5%の未収金分は国保税に加算されているのではないかと。また、同じように賦課限度額を超えた超過分、この分についても加算されているのではないかと。また、低所得者層に減免をしている、こうした経費についても加算をされているのではないかと。お伺いをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保税の算定方法につきましては、東議員がおっしゃる方式に従って、必要となる保険税額を算出し、その額を確保するための税率等を設定することになりますが、その際には見込まれる収納率による未収分や限度額を超過する分については当然考慮しなければならないものとされております。しかし、7割・5割・2割といった法定軽減分については税率を決定し、保険税賦課の計算を行った後に所得の状況に応じて適用するものですので、保険税率への影響はまずございませんし、軽減分については保険基礎安定に係る一般会計繰入金で対応されております。

現状、平成23年度におきましては長引く大変厳しい経済情勢に配慮しまして、昨年度に引き続き基金繰入を前提をして税率等を据え置くことといたしております。想定されます被保険者数、あるいは世帯数、基準総所得、固定資産税額をもとに国保税額を算定している状況にあります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、低所得者層への法定減免は国保税に加算していないということがありました。22年度93.5%というのが決算の数字になっているかどうかちょっと分からないですが、実際、この残りの6.5%は幾らになるのか。また、超過した分は幾らになるのか。お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 資料を調査中ですので暫時お待ちください。

答弁を後回しにしまして、次の質問に移ってくれませんか。関連ありますか。

答弁を求めます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） すいません。大変申し訳ございませんでした。

収納率未収分に係ります予定収納率によります保険税の未収分といたしましては、平成22年度の補正予算段階では2,480万円余りを見込んでおります。また、限度額超過分と

いたしましては2, 500万円余りでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） そうすれば合計すると、これぞっと5, 000万円ほどなるんですが、この分が国保税に、いけば加算されているということで、こうした面からも本来の見積もった医療費よりも高くなっていると、国保税が高く加算されているということでもあります。こうしたことでもありますので、こうした加算をやめて国保税を引き下げることが町としてもやはり考えていただく、そういうことになるのではないかと思います。引き下げることについて、一般会計から繰り入れることについて、どのように考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 引き下げに関しましては今後も医療費の進展、医療費の伸びが予想される中、安心して医療を受けていただくためには、この国保制度の確実な維持をしていくことが大変重要になってまいりますので、医療保険制度において、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じてご負担いただかなければならないのではないかと考えております。所得の少ない方への配慮といたしましては法定の軽減制度も適用しながら、今後も税率の適正なあり方について検討をしてみたいと考えております。

また、一般会計の繰り入れにつきましては現在のところ財源負担といえますか、そのない繰り入れについては現在のところは行っておりませんし、引き続きその方向で、法定的に必要な分の負担は一般会計からもしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろいろと課長が答弁されたわけではありますが、この国保税というのは加入者の払える能力というか、そういうものを度外視というか観点の中に入れなくて、もう必要とするお金を算出するために計算されておりますので、本当に今、課長が安心して医療にかかれるというような国保ということでおっしゃっているわけではありますが、こういういろいろな仕組みによって国保税が高くなって、今本当に安心して医療にかかれない、国保税も払えないというふうなことになっているのでありますので、いつまでもやっぱり法定外の繰り入れはできないということではなしに、やっぱり国民というか住民の置かれている実態を見ていただいて、しっかりと国保税というのも決めていくということが町長に課せられた一つの大きな役割であると思っております。

特に、21年度以降は滞納世帯が大幅に増加しているわけであります。府下でも本当に高い国保税になっております。今、収納率、未納の分とか限度額を超えた分の問題について加

算がされているということを言ったわけではありますが、あと子どもの医療費でありますとか、10割給付をやっているということで、21年度でありましたら3,352万円、国からその補助金がカットされている、こういうこともあります。これも保険税に加算がされているというか上乗せになっておる、こういうことでもあります。本当に普通の医療保険、民間というか健康保険と違って国保は、国保税がいろんな仕組みの中で大変高額になる状況になっております。是非とも一般会計からの繰り入れというのを研究をしていただくということが大切ではないかというふうに思っております。

それで国保税が払えなくて、今、資格証明書とか短期保険証が交付されております。病気になっても医療にかかれない、そういう状況になっております。国民健康保険というのは国民皆保険制度の一翼を担うものでありまして、低所得者層など最後のセーフティーネットとなっております。国保法第1条は、国保は社会保障であると明記をしております。今本当にこうした立場に立っていただいて、保険税引き下げに努力をしていただく、保険証の取り上げをやめていただく、こういうことが求められていると思いますが、町長の答弁を再度求めます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 社会保障であると定義されているわけですから、そういう趣旨にのっかって京丹波町での国民健康保険制度を守っていきたいという思いであります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 国保で一番問題なのは、今までずっと言ってきましたように高過ぎる保険税でありましたり、資格証明書や短期証が発行され、安心して医療にかかれないということでもあります。今、市町村が運営している国保を2018年度を目処に、都道府県の運営に広域化していくことが進められております。広域化した場合、高い保険税を下げるができるのかどうか、どのように考えておられるのか、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保の広域化につきましては高齢者医療制度改革に併せまして検討がなされましたが、その運営主体や財政上の課題も多く、今なお国においてさまざま検討が行われております。現段階では保険税への影響等について具体的に試算等ができる状況ではありませんが、小規模な市町村にとりましては財政運営が医療費の変動に左右されやすく、市町村単位での運営には限界があると思っております。今後、共同化等の取り組みによる事業運営の効率化や国保財政の広域化が少しでも安定した国保運営につながることを期待しているということでもあります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、広域化に期待をしているというふうなことであります。

ところで、厚生省は昨年5月、都道府県あてに通達を出しまして、この広域化のもとに計画をされております広域化支援方針ですか、そういうものが京都府で計画されているということですが、京都府に通達を出しまして保険料抑制のために現在、市町村が行っている一般会計からの繰り入れをやめるようにとこのように通達を出しまして、高過ぎる保険税に追い打ちをかけるようなそういう指示を出しているのです。

本町では一般会計からの繰り入れはされておらないわけですが、広域化となりますと、他町がかなりの金額を一般会計から繰り入れておりますので、どのような影響になるか、予想をされているか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘の厚生労働省の通知につきましては都道府県に対し、広域化等支援方針の策定に当たって検討すべき事項、留意すべき事項として通知がされたもので、通知の内容は保険税の引き上げだけではなく、収納率の向上や医療費適正化の推進などもあわせて、国保財政の安定化に向けての取り組みについて示されたものと認識をいたしております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、町長が通達の中身を言っていたのでありますが、通達の中身につきましては、一般会計繰り入れによる赤字の補てん分については「保険料の引き上げ・収納率の向上・医療費適正化策の推進等により」ということで、保険料の引き上げということも言っておるわけでありませう。

今、京都府下では26の自治体があるわけですが、約37億円が一般会計から国保会計へ繰り入れがされているわけでありませう。広域化になって、こうしたお金が一般会計から繰り入れできないことになると、本当に今の私たち京丹波の国保高いと言っておりますけれども、もっと高くなる、こういうことにつながるのではありませうか。こうした広域化には町長、もっと研究をしていただいて反対をすべきではありませうか。お聞きをしておきたいと思っております。問題点は何もないと考えておられるのか、国保税は引き下げできると思っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、問題があるかないかまで、まだ見極めがついておりませう。ただし、広域化に向かっていろいろ考えてもらったほうがいいなあとというふうには思っております。

ます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） しっかりと、私たちの暮らしがかかっているわけでありますので研究をしていただきたいと思っております。

次に、所得減少による国保税の減免について伺います。

22年度は会社の倒産や解雇、雇い止めなどにより離職をされた方について保険税が軽減されてまいりました。この制度の継続を図るとともに、これまでほとんど適用されていない町独自の減免制度も利用しやすいように基準を設けるべきではないでしょうか。周知の徹底を図り、保険税の負担の緩和を図る中で収納率を上げる、そういう取り組みが大事だと考えますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非自発的失業者に係る軽減措置につきましては、現時点では恒久的な制度であり、地方税法等の規定に沿った対応をしていくことといたしております。

また、町条例に基づく減免制度につきましては、平成23年度中を目途に保険税や一部負担金の減免基準について、京都府内の標準的な基準を設ける方向で検討される予定でございます。本町におきましても標準的な基準が示された後、具体的な要綱等の策定を行いたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） この非自発的理由で失業された方の国保税の軽減というのは、これは恒久的なそういう法律に基づくものであるんですか。

22年度の国保税の計算をされた、町からもらっているものでありますけれども、これを見てみますと、利用者というか、軽減していただける時期というのは一年度、22年3月30日までに離職の場合は22年度のみということでありますので、一年度のみ軽減がされるということでありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 非自発的失業者に係ります軽減につきましては、お一人お一人につきましては、その該当となられたときから翌年度末までということになりますので、ずっと3割にみなすということではございませんけれども、新たにまたその対象になられた場合には、またそのときから翌年度末ということになりますので、制度としてはずっと続い

ていくものと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 是非とも国保税は本当に高いのでありますので、京都府で府下一律でいろいろと基準が、適用基準なども考えておられるというようなことでありますが、今困っているのでありますので臨機応変に救済的なそういう取り組みを積極的に行っていくべきだと思っておりますので、相談活動などを通じて該当者がおられましたら、是非とも取り組みをしていただきたい、研究をしていただきたいと思っております。

最後に、教育環境の整備として、蒲生野中学校のトイレについてお尋ねをいたします。

蒲生野中学校は28年が経過しており、老朽化とともに雨漏りを初め修繕箇所が多く発生をしております。特に、トイレは大雨が降ると使用できないなど問題がありました。昨年9月時点では暫定的ではありますが、処置をするということでありました。抜本的な改修は明確な原因調査のもとに実施をしたいということでありまして、校舎の雨漏りも改修に向けた準備を進めたいとされておりましたが、その後の経過と今後の計画はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 蒲生野中学校のトイレの改修についてでございますけれども、トイレ内部につきましては9月議会で報告いたしましたとおりパーティション等の改修を実施し、既に必要な修繕を終えたところでございます。

次に、校内下水道管路につきましては、本年度において全延長点検を実施し、管内高圧洗浄及び汚水桝の修繕を行い、整備が完了したところでございます。また、合併浄化槽周辺の雨水排水施設につきましても横断管等の高圧洗浄を行い、疎通能力の確保を図ったところでございます。23年度は引き続き降雨時の合併浄化槽の状況を把握し、雨水の浸入防止や排除等、必要な対策を講じることとして計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろいろと修繕をしていただきつつあるということではありますけれども、今年も新入生が蒲生中へ入ってくるわけではありますけれども、それぞれ学校においては狭いとかいろいろと問題はありますけれども、快適なトイレで学校生活を送っていたということではありますけれども、蒲生中のトイレなどは見ていただいていると思うんですが、ドアは本当に継ぎはぎですし、今どこの家庭でも水洗化がされて、きれいな環境のもとに毎日の生活を送っているものでありますけれども、生活の大半を過ごす学校で教育環境が十分でないということになっておりま

す。そういうトイレそのものの改修ですね。そういうものについてはどのようにお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに、今、トイレ等につきましてのご指摘がございました。今後ともやはりトイレというのは学校生活の中でも非常に大事な場所でもございます。快適な環境をつくれるように、また今後計画的に考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 改善をしていくということでもありますので一日も早いことを期待するわけではありますが、学校環境衛生法というのがあります、そういう学校における環境の衛生管理に関しては定期的に検査を行うとともに日常においても点検をして、適切でない場合は維持改善ですね、それに努めなければならないということでもありますので、そういうトイレの全面的な改修、そして校舎の雨漏りなんかもね、もう本当に長い間放置されたままでありますので、するべきであると思っております。法律にもこういうふうになっているわけがありますので、是非とも整備計画よろしくお願ひしたいと思うんですが、そのことについてどのようにお考えになっているか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校の環境整備なり快適な環境の中で子どもたちが学習活動に励むということについては非常に大事でございますので、いろいろ環境については調査もきちっとしておりますので、その基準に沿って、しっかり維持管理はしていきたいと思っております。

また、蒲生野中学校の屋根の雨漏りにつきましては23年度に予算をお願いしてございまして、実施設計につきましての予算をただいまお願いをしているところでございまして、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって東まさ子君の一般質問を終了いたします。

ただいまより暫時休憩をいたします。

11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時46分

再開 午前 11時05分

○議長（西山和樹君） 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可いたします。

15番、山田 均君。

○15番（山田 均君） ただいまから平成23年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

初めに、今、町民の暮らしや営業は一層深刻な状況にあります。国の政治を見ても明るい兆しが見えてきません。連日のテレビ報道は、民主党と自民党は同じ土俵の上で揚げ足取りに終始し、政治の行き詰まりを一層深め、多くの国民の閉塞感と不安、二大政党に対する不信と怒りが広がっています。

T P P問題でも農業だけでなく医療分野はもちろん、全ての分野に大きな影響がわかるにつれ、T P Pに反対する政党と保守、無党派の人々、幅広い共同が急速に広がっています。

また、住宅リフォーム助成制度も地域活性化に大きな効果があるとして全国に広がりつつあります。奈良県でも来年度から実施することを明らかにしました。京丹波町でも4月から住宅改修補助制度として実施予定ですが、先日、京建労と民主商工会の共催で実施をされました説明会には45名の参加があり、制度への期待が大きく広がっています。この制度の実施を決断された寺尾町長を大いに評価するものです。

今必要なのは消費税の増税ではなく、暮らし最優先の経済政策へ転換することです。そして、町政に求められるのは、地方自治法で定める住民の福祉の増進を図ることを第一に、安心して毎日が暮らせるようにすることです。

こうした立場から次の5点について、町長に施政の方針について質問をいたします。

第1点目は、畑川ダムと水道事業についてお尋ねします。

畑川ダム建設の理由は、開発団地で人口が6,000人増加をする、将来人口は、丹波と瑞穂地域で2万5,000人になる、水不足になる、町内事業所から増量要望が3,000トンある、現在の使用水量と合わせて5,000トン必要である、そのために畑川ダムから5,000トンの水を取水するという、こういう計画で進められてきました。

しかし、計画から19年、事業採択から15年になりますが、当初は丹波・瑞穂地域での給水人口は2万5,000人、1日最大給水量は1万5,000人の計画でしたが、計画が次々と破綻し、給水人口も1日最大給水量も見直しが行われ、給水人口は1万4,260人、1日最大給水量は1万4,100トンと変更されてきましたが、ダムからの取水量だけは5,000トンは変わらないという普通では考えられない数字のマジックで、見直しもなく進め

られて来たのです。まさにダムありきで来たのです。

畑川ダム事業は平成24年度完成に向けて進められていますが、次の点について伺いたいと思います。

1つは、畑川ダムの維持管理費と京丹波町の負担割合は、いつの時点で決まるのかのことであります。大きな財政負担とならないのかどうか。京都府の公共事業再評価委員会提出の説明資料では、費用算定の維持管理費を50年間で157億円としております。これを京丹波町のダム費用の負担割合で算出いたしますと、年間約600万円となっておりますが、この点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町としてはダムからの取水施設の管理が発生せずします。今後、京都府との間で管理協定を締結する必要があります。対象となる管理区域や費用負担割合の協議を行います。時期については、ダム本体工事及び管理棟工事の進捗によりますが、完成に間に合うように決定していくこととなります。財政負担は当然生じますが、畑川ダムは水源に乏しい本町地域住民の願いであり、一日も早い完成に向け、京都府とともに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 2つ目には、畑川ダムから取水をする水の水質の問題についてお尋ねしておきたいと思います。

上流の畜産の糞尿などが野積みをされていると、これまでから大きな問題になってきました。今回、遮断擁壁が完成をすれば、水質には問題ないというように考えておられるのか。畑川の上流には南丹市日吉町ということになるわけですが、以前からここでも指摘をされていますように、上流には家畜が多数飼育されておりまして、また、集落もありますし、開発団地もありまして、多くの住民が生活をされています。下排水が完備をされていない、こういう状況で水質には問題がないと、合わせて考えておられるのかお尋ねをしたいと思いません。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。遮水擁壁が予定されているんですが、これはJR線路の保全対策として実施されるものであり、その上流部の水はトンネル水路によってダム下流へ流すこととなっております。結果として水質向上が図られると考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今お答えいただいたのは、京丹波町内上新田の地域の限定された問

題だと思うんですけども、畑川の上流というのは申し上げましたように南丹市日吉町ということになります。日吉町にも家畜多数飼育されておる施設もありますし、当然集落もあって、そこで生活もされておる。その地域では下水道がまだ完備されていないということもあるわけございまして、そういう水質の問題がないのかということも今あわせてお尋ねしたんですが、再度お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ダムが完成しまして、貯水後にその水質を分析し、高度処理の必要性や浄水方式をまず検証いたします。その結果に基づき施設設計、そして工事へと事業を進捗させていきたいと考えております。平成25年度には取水が可能となる予定であります、安心・安全な水道水を配水できる体制を並行して整えてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、高度処理のことを答弁あったわけございましてけれども、この問題は当初から水質が悪いということで高度処理を計画されておまして、出されておりますいろんな資料を見ましても一定の投資をしてやることになっておるわけございましてけれども、今ダム湖の水質検査をして、そして判断をするということであったわけございましてけれども、非常にダムというのは水を溜めるわけございましてから水質が悪いし、その水を動かすというそういう装置もあるようございましてけれども、今の時点で水質を調査して一定のクリアをしておれば、高度処理のそういう施設は作らないということなのか。当然、高度処理の施設を作るということで考えておられるのか。その点伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 関係課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 高度処理につきましては、湛水後のダム水を採取しまして水質を分析して高度処理の必要性なり、また、処理方式をまず検証いたしたいと考えております。計画では、平成25年度から26年度にかけて検証と施設設計を行って、27年度から高度処理施設の設備工事に着手、事業完了年度を平成28年度と現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう一点お尋ねしておきたいのは、今、高度処理をやる場合には25年から26年に調査をして、完成28年ということございまして、先ほど町長からは、ダムが完成して25年から給水をしていくと、こういうことございまして。この場合に水

質に問題があったら給水をしないということなのか。それはもう関係なく25年からダムからの取水を、それぞれ給水をしていくと、こういうことなのか。この点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 25年度から、やはり取水はしてまいりたいと考えております。それで貯留していくことによって悪化もしていくのではという、やはりそういったところを見極めて計画を進めたいと、そういうふうと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 先ほど、上流、南丹市日吉町の状況も申し上げたんですが、家畜も飼育されておりますし、それぞれ住民の方も生活をされておると。当然その排水も畑川の上流でございますので流れ出てくるということでございますので、そういう点では、もう現時点では、あのダムから取水して給水していっても問題ないと、こういう考えで25年からの給水ということなのかどうか。この点、もう一度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 現在のところでは上流部も調査をされておりますけれども、今のところ大きな課題という形では確認はしておりません。それで取水は、今でも水が流れ出る状態でまずはスタートできると考えておりますし、ただ、それで貯留していくことによってどうなるかは、しっかりと見極めていきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それでは次に、畑川ダム建設に伴いまして、河川改修を初め道路改良などの補償工事等が進められてきておるわけでございますけれども、現時点で、その残事業というものはどれぐらい残っているのか。そして、京丹波町の負担というものはどれぐらいになるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダム建設に関連する河川改修事業は、ダム下流の畑川と高屋川の河川改修を行っているということであります。畑川については完了しております。下山地区の高屋川については、川幅が狭く、平成16年発生 of 台風23号により被害が発生したことから、同規模の出水に対し被害を防止することができるよう畑川ダムの治水効果と合わせて治水安全度の確保を目標として改修延長2,100メートルの計画で、平成21年度より京都府において事業は進められております。

なお、全体事業費につきましては、延長2,100メートルに対し約9億6,000万円

の計画となっておりますが、現在、藤ヶ瀬工区640メートルの詳細設計中であるため、残事業費は未確定な状況にあります。

次に、畑川ダム建設により水没する既存町道235号線につきましては、機能回復としての付け替え並びに拡幅改良事業を京都府と共同施工で進めており、平成24年度の畑川ダム供用開始に合わせての道路供用開始を目指しているところであります。次年度以降2カ年の残事業費につきましては約2億8,000万円となっております。

もう一つ、既存林道長谷線・木の谷線の付け替え並びに拡幅改良事業につきましては、ほぼ完了しておりますが、ダム本体の堤内道路と接続する必要があるために取付工事等を含め、残事業費は約1億3,000万円となっております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 集落内のいろんな補償工事というのも当然当初からあったわけでございますけれども、もうそれについては完了しておるといふことなのか。今答弁にあったこの道路等の部分だけで残事業と、いいのかどうか、合わせて伺っておきたいと思っております。

資料によりますと事業の進捗状況というのは、平成23年度で88.69%という予定をされておまして、先ほどもありましたけれども完成年度が平成28年ということで、全体のダムを含む統合事業としては144億2,057万4,000円となっておりますわけでございます。

人口増を想定して計画をしてきたこのダム。この取水というのは今もそれぞれ5,000トンというのがあったんですが、15年事業採択から経ちまして、水を必要としている開発団地、当初の水量というのは2,605トンということでございましたら、この間出されてきたのが1,202トンということで、いわゆるもう半分以上に見直しをされてきたと。その分、事業所分は3,780トンから4,989トンと。いわゆる5,000トン近い数が、いわゆる事業所からの要望だということになってきておるわけでございます。

こういう状況から見るとまさしく、このダムから取る水は事業所に必要分とこういうことになるんですが、やはりそういう点でいいますと、このダムからの水道の水を取る維持管理費、水道料、そういうものについても一定そういう事業所に負担を求めるといふことも当然ではないかと思うんですけれども、合わせてその点伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほどご質問のありました集落内の整備でございますけど、

平成22年度におきまして防火水槽の設置をさせていただき、あと残ります黒瀬道ノ間線の道路改良工事につきましては京都府の河川改修工事に伴います橋梁の架け替え工事がございますので、その分の整備と既設の27号までの取り付け道路につきましては平成23年度に予算のほうを要望している状況でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員の質問の中で、事業所だけ特別な部分があるん違うかという質問あったんですかいな、そういう趣旨の。

本当に公平に、その辺は徴収していますので、まずお答えしておきます。

全般完成間近になっておりますので、水を使ってもらってお客さんと言われる企業とか、あるいは新しい住民をできるだけお迎えしたいと、そんな気持ちであることを申し上げておきます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町長は当初からの流れはわからない部分もあるんですが、もともとは人口が増えるということで出発しまして、事業そのものもいわゆる簡易水道ということで国の事業を受けてやってきた。いわゆる事業所とかそういうところは、上水道になれば補助対象になりますけれども、補助対象なしで、いわゆる住民負担ということで来たわけですね。だから、そういう面から言いますと、この国勢調査の速報値も出されましたけれども、京丹波でも1,157人減っておるということで、今は全国的ですけれども、人口がどんどん減っている傾向にあるという中で、実際に水を使う部分が今もありましたけれども事業所ということなんですが、公平に負担していただいておりますということなんですが、よく見ていただいたら水道の使用料金を見ると、前町長は、一般の料金いわゆる210円に、いわゆる増加分がなるんですけれども、この180円に、大きい、ようけ使うところは下げるということで、非常にそういう便宜を図った経過があるんですけれども、やはりそういう点からいうと、本当にダムから取る水が、ほとんどその企業が5,000トン使うということになって、水道料金は安くしておる。いろんな事業は全体の町民が負担をしてですね。もちろんいろんな借金をしてやってきたわけでございますけれども、これからも返済していかならんということになっておるので、せめて水道の使用料は同じようにいただくというのが、これは本来の考え方ではないかと思うので、その点、改めて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 累進とか、ちょっとたくさん使うとか、安くするとかいう数字については正確に理解していないんですが、水道についてはたくさん使ってもらうところが安くな

るように多分なっていると思います。そして、そうあるべきだというふうにも、もしなかつても、そうあるべきだというふうな考え方でおります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 使えば使った分を負担するというのは、これは公平の原則やということでございますので、いわゆる負担の、いわゆるたくさん使うところは、いわゆる負担の上がり具合ですね。それを低く抑えるというのがあったとしても、いわゆる一般よりも低くすると。いわゆる210円よりも低くしておるわけでございますけれども、そういうことは見直すべきだという点を強く申し上げておきたいというように思います。

もう一点は、ダム周辺整備の問題でお尋ねしておきたいと思います。

新聞報道も一定されました。この事業主体、事業費、基本的な考え方について、周辺整備の計画内容、また、いつ公表されるのか伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ダムの周辺整備につきましては、平成23年1月末に畑川ダム周辺地域整備計画連絡会を立ち上げました。そして第1回の会議も行ったところでございます。

その内容につきましては、「自然を生かし、人が集い、憩える場を提供するとともに、維持管理を含めた持続可能な施設整備を目指すため」ということに、まずなっております。畑川ダム対策協議会、これは地元ですが、畑川ダム対策協議会が検討されたダム周辺整備の基本構想について説明をいただき、構想について協議を行ったところであります。

具体的な整備内容や事業主体、あるいは事業費等につきましては、今後さらなる検討や協議を行う必要があると考えております。従いまして、計画内容の公表等につきましても現段階では、その状況にはないことをご理解いただけたらうれしいです。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 新聞報道によりますと、維持管理を含め持続可能な施設整備を図りたいということで新聞報道されておるんですが、ダムそのものは京都府が作ると。そこから京丹波町が取水をするということになっておるわけなんですから、だから、本来、ダムの周辺整備というのは京都府が責任持ってやるというのが基本ではないのかと。その点、まず伺っておきたい。

そして、そこで応分の負担を京丹波町がするという事ならよく分かるんですが、京丹波町が主体でやるということなのかどうか。併せて伺っておきたいということと、そのダムの周辺整備ということになりますと、一定の規模のものを当然やるということになりますし、土地の買収ということもあります。やはりそうなりますと、大きな負担が京丹波町としても

持たなきゃならんと。財政のこういう状況の中で本当にそういう考え方でいいのかどうか。併せて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業主体をまず一番におっしゃっているんだと思うんですが、多分、京都府は、国は、そういう考え方はないと思います。まず周辺整備ということになりますと地元自治体を中心になってすることに、まずなると思います。規模については、これから煮詰めていくということです。私の基本的な考え方は、やっぱり京丹波町民が憩える場所にすればよいというふうに考えております。その結果として、あのバイパスが見えるところを通っておりますので立ち寄ってもらい、あるいは、目的に来てもらうということを第二として希望しているという、そういう施設を想定しております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 申し上げておきたいのは、一定の事業規模を決めてやるということではなければ、どんどん内容が膨らんで事業規模が大きくなるということもあると思うので、やはりその辺は慎重な取り組みをすべきだと。基本的な考え方をはっきりして取り組んでいくべきだという点を申し上げておきたいと思います。

第2点目は、ケーブルテレビ事業と地上デジタル問題についてお尋ねしておきたいと思います。

この問題は先日も質問があったわけですが、私、この地上デジタル放送のことについて中心にお聞きしたいんですけども、国は、この23年7月24日から、これまでのアナログ放送から地上デジタル放送に電波を切りかえるということ。大混乱が起きるということで有識者が延期を申し入れるなど、結局これ、大手家電メーカーへのでこ入れと言われるような結果になっているんじゃないかと。京丹波町はアナログ変換機能導入を町長は決断されまして、その点でも高く評価するものでありますが、町はケーブルテレビ事業を情報基盤の一元化や均一化を図るとして取り組んできたわけですが、現時点での課題などをお尋ねしたいというふうに思うんです。

1つは、丹波・和知地域での加入世帯、昨日もお尋ねがあったわけですが、もう少し一般世帯、公共施設、事業所、そして加入状況をお聞きしておきたい。また併せて、瑞穂地域の加入世帯の状況も一般世帯加入、公共施設、事業所と、そして加入率の状況をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波・和知地域の対象世帯は、当初計画としては一般世帯で、丹波地

区2, 350件、和知地区1, 300件、拡張整備地区全体で3, 650件としております。なお、公共施設や事業所等については、当初計画では、対象世帯としては挙げておりません。

加入状況につきましては、一般世帯が丹波地区2, 523件、和知地区1, 291件、合計3, 814件となっております。公共施設あるいは事業所等は、丹波地区335件、和知地区193件、合計528件となっております。なお、加入率は、当初計画と比較して、一般世帯のみで丹波地区107.4%、和知地区で99.3%となっております。

次に、瑞穂地区の対象世帯は、当初計画として1, 858件、加入世帯は1, 875件となっており、一般世帯は1, 675件、公共施設あるいは事業所等は200件となっております。また、加入状況につきましては、瑞穂地区全体で100.9%となっております。以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、加入状況等もお聞きしたわけでございますけれども、1つは、この7月24日からアナログ放送が地上デジタル放送に変換されると。これに伴いましてケーブルテレビ事業者、京丹波町の責任が非常に大きくなったというように思います。事業者である京丹波町がいわゆる国やNHKに代わって町内のすべての世帯に、この地上デジタル放送を届ける責任が今度は出てきたというように思うんですが、そのいわゆる地上デジタル放送を届ける責任がある、そういう立場からいって、このケーブルテレビを通じなければテレビが見られないわけでありますから、その対策としてはどのように考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ケーブルテレビへの加入は、あくまで任意でございます。強制的に加入を勧めることは困難であるというふうに考えております。引き続きまして区長様からの加入啓発や案内チラシ、あるいは加入申込書の個別配布などを行い、加入を呼びかけてまいりたいと考えております。また、本年3月末で加入促進期間は終了しますが、新たな利用促進制度の新設も検討しており、利用者の方が加入しやすい状況を作っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） この4月1日以降のこともあったんですが、未加入世帯には高齢世帯とか転入者の世帯、理由はいろいろあると思うんですが、この3月31日を過ぎますと、丹波・和知地域でも加入金8万円と、当然、瑞穂地域はもうそうなおるわけございま

すけれども、それに加えて支線の引き込みですね。これも工事代の負担となるということになっております。町長と語るつどいでもそういう意見が出ておりましたけれども、余りにもこの負担が大きいということになります。

これまでのケーブルテレビという考え方ではなしに、地上デジタル放送を届ける責任、当然、情報をしっかり届けたり、そういう責任が、このテレビを通じて情報もあるわけでございますし、ここから緊急放送も出るわけでございますから、そういう立場からすると、ケーブルテレビ事業者として情報難民をつくらない、こういう責任があるわけですから考えるということがありましたけれども、加入金やとか引き込みの工事代の負担軽減を図って、そして地上デジタルの電波をしっかりと届けるということが必要やと思いますし、特に、この問題では国に対して支援の要請もしっかりすべきだと考えますが、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 加入分担金につきましては先ほども申し述べましたけれど、新たな利用促進制度の新設によりまして対応してまいります。

引き込み工事のうち特に幹線ケーブルの敷設につきましては、基本的には団地形状を有するなど、今後住居が増える見込みがあるといった場合は、町で施工することとまずいたしております。しかしながら、住居の増加が見込めないような土地に幹線ケーブルを敷設するような場合には相当の経費を必要とします。そのことからその経費は、既に参加をされている加入者様の利用料収入から支出することから、これまで全額個人負担でお願いしておりました。しかし、新規加入に当たり、その負担を軽減するため平成23年度からは敷設にかかわる経費を町と加入者双方の負担により実施してまいりたいと考えております。

また、ケーブルテレビ事業は自主運営が基本であることから運営に係る国の支援はありませんので、応分の負担をいただくことが原則となっておりますが、場合によっては山田議員がおっしゃっているような要望はしていきたいというふうに考えます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 地上デジタルの電波を届けるという意味で国に対して要請すべきだと、支援、そういう意味で申し上げたので、そういう立場でぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、獣害対策についてお尋ねいたします。

この獣害対策は町の重要な施策の一つとなっているわけでございます。収穫直前に被害を受けるということが多く、栽培意欲を大きく失うということで、農業振興面からも非常に重要と考えるわけですが、現在のところ、いろんな対策が取り組まれておるわけでございます

が、確実な対策ということがなかなかない中で、金網フェンスやとか電気柵やとか網などの防御をやっているわけですが、何といたしましても増え続ける個体数を減らすということが必要だというふうに思います。

こういった点を踏まえてお尋ねをするわけですが、1つは、狩猟期間についてもシカなど有害鳥獣には国の助成金、あるいは捕獲報償金などを出して、駆除に取り組んでいる市町村もあります。そうした事例は把握をされておるのかどうか。農業振興対策の重要な位置付けとして取り組み、研究すべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

また現在、本町の駆除助成金というのは、イノシシの場合でしたら例えばウリ坊と言われるような小さな子どもでも1頭として助成金を出しております。駆除処理を考えても、また、おりなどに数頭単位で捕獲できる場合もあるわけですから、こうしたいわゆるウリ坊などと言われる子どもは助成金を半額にするなどにすれば、大幅な予算の増額をしなくても狩猟期間でもシカの捕獲駆除に助成金を出して個体数を減らす、こういう取り組みができると思うんですが、併せて伺っておきたいとします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府内で有害鳥獣捕獲報償金等を支払っているのは10の市町であります。そのうち狩猟期間において報償金が出ているのは福知山市、綾部市、舞鶴市です。福知山市は、農家組合等からの申請があれば、おりの有害鳥獣捕獲許可証を発行されて、シカ、イノシシの捕獲について通常の半額となる5,700円の報償金が出ています。綾部市は、シカの狩猟に対しまして1頭につき5,000円、舞鶴市は、シカの狩猟に対しまして1頭につき8,000円、イノシシはウリ坊の狩猟に対してのみ、1頭につき3,000円が支払われているということになります。

京都府では本年度から狩猟期間がシカについてのみ1カ月延長され、3月15日となりました。これを受けまして本町におきましては、今回延長された1カ月については鳥獣保護区においても捕獲できるよう有害鳥獣捕獲許可証を発行し対応しております。延長された1カ月間は、シカのみが延長されたわけですが、その1カ月間は、シカの捕獲について通常の半額ですが、1万円を支払うこととしたところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、府内の事例を3市言っていたんですが、舞鶴市、今、町長からはイノシシの子どもということがありましたけれども、私の手元では、シカの狩猟期間中、わなとか銃器の場合8,000円というのがありますので申し上げておきたいと思うんですが、やはり個体数を減らすという意味からも、やっぱり猟期でもいわゆる駆除員に任

命された方が、許可を持った人がとれば、その助成を出していくというように、もう一步踏み出していくべきだというように思うんですね。

これまで狩猟期間の駆除というのは個体の確認が難しいと言われておるわけですが、今もありましたように、そういった先進地もあるわけでございますけれども、そういう事例も参考にして、やっぱり前向きに進めて行くということが大事だと思うんですね。

冬場にとらなければ、明くる年の春に子どもを産むんですね。やはりそういう点では、この猟期の冬場にとるということは子どもを産まないということにもなりますので、やっぱり個体数を減らす大きなそういう手段にもなるということになりますので、その点もう一度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに冬場に獲っておいたほうが個体数を増やさんのにプラスになると思います。捕獲報償金は鳥獣の種類ごとに金額を定めてまっております。幼獣、鳥獣の話ですけど、個体によって非常に識別がしにくいということで、当町はウリ坊も同じ、まず単価にしているということをお答えしておきます。

その上、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しているものの、農作物等の被害は一向に減少していない現状に事実あります。その対策として京都府において、本年度からシカの狩猟期間が延長されたところではありますが、狩猟意欲の低下や鳥獣保護区内は狩猟禁止であることなどから町内におきましては、狩猟期間の延長がすぐさま捕獲頭数の増加につながるとは言えない現状にあるわけです。今後におきましても個体数を減らすための捕獲対策をさらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） 是非先進地の事例なども取り入れて研究して、私は、処理をすること一つ考えても、小さなウリ坊などは半額でもいいというように思いますので、その分の料金をシカの駆除に充てるということにすれば、予算を増額しなくても一定いけるんだというように思いますので、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

次に、国道27号の中山地内の歩道改良についてお尋ねしておきたいと思います。

この問題は何回となく取り上げてきておる問題ですけれども、国道を車で通行するために危険で何とか改良ができないかとだれもが思う場所があります。国土交通省への働きかけの状況、そして見通しなどについて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中山地内の白土橋を含む歩道設置等につきましては、昨年4月末に国土交通省福知山河川国道事務所長に面談をしまして、強く要望を行ったところであります。また、京都府内において、国が管理します国道の事故危険区間において交通事故対策を実施するため、京都国道事務所と福知山河川国道事務所が取り組みます「事故ゼロプラン」に当区間を掲載してもらったというところであります。今後におきましては交通事故の減少を目差し、優先的・集中的に対策を実施してもらおうように強く働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今も言っていただきましたように、特に白土橋のところを通りますと本当に歩道設置が必要だと、危険とを感じるわけですが、利用者が多いとか少ないとかの問題ではなく、人の命をやっぱり大事にする、基本にするとこういう立場で町長が機会あるごとに引き続き要請をすべきだというように思いますが、もう一度その点での見解伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大変忙しいしとって、なかなか行けんときもあります、全く気持ちは一緒です。できるだけ、向こうからも寄ってくれたりしますので、要望活動を続けたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それでは、23年度予算編成にかかわってお尋ねしたいと思います。

施政方針では住民の安心・安全、こういう取り組みとして自主防災組織の育成を推進し、地域防災体制の整備を積極的に進めていくと、こういうぐあいに出しております。

防災計画では、各区の公民館などは避難所とされております。公民館は最近建設されたものを除き、築後何10年も経っているものが多いのが現状であります。昨日も宮城で地震が起きると。きょうの朝もまた起きるといようなことで、ニュージーランドでの地震もあるわけでございまして、本当に世界各地で起こるこの地震、本当にそれぞれ思うわけでございますけれども、この避難場所となっております公民館のいわゆる耐震調査ですね。それぞれの一般家庭に対する助成はあるわけでございますけれども、ありません。この公民館などの耐震調査をしたいと計画した場合に、費用は全額地元負担となっているわけですから、こういう調査もなかなかできないということになっております。避難場所となっているわけでございますから、町が指定している区の公民館であれば、区が実施するそういう耐震調査についても一定助成をすべきと考えるわけです。

また、調査に基づいて公民館を耐震改修するという場合には、現在ある助成制度は、自治振興補助金で補助率が2分の1となっているんですが、この耐震改修を行う場合には、この補助率に上乘せをして、公民館の耐震改修支援を進めていくということが大事だと思うんですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町地域防災計画におきましては、各公民館などを避難場所として指定している事実がまずあります。基本的に地震災害に関しましては、建物は倒壊の危険性があることから第一次的にグラウンド等の野外避難所に避難していただき、被害の状況に応じて当面の生活場所となる屋内避難所、いわゆる公民館などですが、とすることとまずいたしております。住民の安心・安全の観点から避難所の公民館等施設につきまして、将来に向け耐震改善対策を講じていただく必要もあるかと考えます。助成につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

次に、耐震改修工事への助成につきましては、ご指摘のとおり自治振興補助金事業要綱及び実績に伴う内規等の規定から、公民館の一部修繕につきましては対象となりませんが、耐震改修工事につきましては全体的な改良となることから、自治振興補助金の対象になり得ると考えております。しかし、自治振興補助金は町の単独補助事業でありますことから、現在の補助率50%が適当と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 耐震調査に対する助成というのは今後考えるということでございますけれども、やっぱり一日も早くそういう要綱をつくって、そして積極的に耐震の診断をそれぞれの公民館にさせていただくということであれば、退避をする場合でもそういうことを頭に入れて避難できるわけでございますから、そういう点をまず取り組むべきだということと、それから改修については確かに町の独自でございますけれども、京都府のいろんな制度もあるわけでございますので、そういうことを活用したり、京都府にも積極的に働きかけると。もちろん国にもですが、そういう形で本当にいざというときには、やっぱりそこに行けるといような避難できるという、やっぱりそういう体制を町としても積極的に支援していくということが大事だと思いますが、併せて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大事だと思っております。事あるごとにそういう要望を織りませたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 2つ目に、活力あるまちづくりということで、活力みなぎるまちを目指してと。いわゆる空き家バンク制度の充実で、定住促進や地域の担い手としておりますが、先日新聞でも報道されましたように、綾部市では空き家提供支援型ということで取り組みがされておりますが、是非こういう制度も京丹波町が取り入れて、積極的にやっぱり定住促進を図っていくことが大事だと思うんですが、その点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町は、昨年12月に空き家情報バンク制度を設けたところでまずございます。これまでの定住促進に係る取り組み実績や先進地事例等を見ますと、空き家の情報収集、確保がネックになっていると思われることから、地区区長会の会議の場などで区長様に対しまして、この制度の周知をお願いしているところでございます。今後は、さらに「命の里事業」や「ふるさと共援活動事業」などの地域活動に取り組みされる地域にも働きかけまして、制度の推進を図っていく予定であります。綾部市の事例も参考にしたいと思っておりますが、まずは、この制度をもとに地域と連携しまして農業の担い手、さらには地域の担い手を発掘、育成していきたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 綾部市の取り組みは空き家バンク制度から一歩前へ進めるという、こういうことでございますので、是非本町でもそういう空き家活用の上からも積極的な取り組みをすべきだというふうに思いますので、研究すべきだという点も申し上げておきたいと思います。

3つ目として、本町の特産物の生産振興を図り、ブランド力を高めていくということで、京丹波町の豊かな食を広く情報発信、行うということとなっております。京丹波町で生産する農畜産物などを情報発信するということが本当に今必要だと思いますが、京丹波町で生産するものは低農薬で有機栽培の農産物だと、安心・安全なものだと。他の地域で生産される農産物との違い、こういうものを押し出すなど、町の特徴をつくり出すことが本当に必要だと思います。

京丹波町は、ほかでも有数の畜産団地もあります。それを生かして良質な堆肥を生産することができる有利な条件があるわけです。京丹波町を有機の町として安心・安全な農産物を生産する、そういう生産基地として強く押し出していくことがブランド力を高め、食の安全を大きく押し出せると考えますが、いかがでしょうか。伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご質問という提言をいただいたような形は私も本当に望んでいる

ところであります。本町では、資源循環型農業の取り組みとしまして堆肥による土づくり事業を推進、まずいたしております。今後におきましても畜産農家に対しては良質な堆肥の生産体制をさらに強化していただくとともに、農家におかれましては堆肥利用の促進を図り、安心・安全な農作物の生産拡大を図られることを期待しているということでもあります。

特に、近年盛況であります道の駅の朝市におきましても低農薬野菜の販売など特色ある戦略をとっておられるところ、このような団体や地域における特徴的な取り組みを食の発信事業などを通じて支援していきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 何回となくこの問題を取り上げておるんですけども、やはり生産者も高齢化になってきました。本当に面積も少なくなってきておるんですけども、やっぱり安心・安全、有機のそういうまちづくりというのをやっぱり協議会などをつくって立ち上げて、そして町挙げてそういう町のイメージアップを図っていくと、そういう取り組みをすべきだと思うんですけども、その点について伺っておきたいというように思います。

あわせて農業振興の面、また、生産者を激励するという面からも本年のような豪雪による被害というのは倒木被害、パイプハウスの倒壊など被害は本当に甚大であります。京都府もこれに対して支援をしようとしておるわけでございますけれども、近年にない大きな被害、こういう時期にこそ栽培意欲が後退しないように支援をすべきだと考えますが、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先に雪害のことをちょっとお答えしておくんですが、大雪によるパイプハウス被害への対策につきましては、本議会において緊急復旧対策事業の補正予算を追加提案させていただくこととしております。その他、町挙げての堆肥を使った農産物を売りにしたらどうだという御提言だと思うんですが、町としてもそういう動きがあれば、あるいは動きになるように一緒になって頑張る思いでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって山田 均君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、14日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はご苦勞でした。

散会 午前 11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 原田寿賀美